

令和8年度入試入学志願者の皆様へ

**「こども性暴力防止法」が
2026年12月25日にスタートします。
～実習生も性犯罪前科の有無の確認が求められる可能性があります～**

こども性暴力防止の施行により、2026年12月25日より、学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。

実習生についても性犯罪前科の有無の確認が求められる場合がありますので、留意点をお知らせします。

【事業者に求められる取組】

- 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進める取組
- こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認する取組
- 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようする取組

【実習生に関する留意点】

- 実習計画において、こどもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の事業者が行います。
- 性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人よりこども家庭へ戸籍等の提出が必要となります。
- 性犯罪前科があると確認された者は、こどもと接する実習はできないこととなります。 本学の教職課程・保育士養成課程は以下のとおりですが、性犯罪前科が確認された場合、こどもと接する実習ができないことにより、免許・資格の取得はできません。また、実習ができないことにより卒業ができなくなる可能性があります。

<本学の教職課程・保育士養成課程で取得できる免許・資格一覧>

学部	学科	免許・資格
人間生活学部	健康栄養学科	中学校教諭一種免許状（保健体育） 高等学校教諭一種免許状（保健体育） 栄養教諭二種免許状
	食物栄養学科	栄養教諭一種免許状
	人間福祉学科 社会福祉・保育コース	保育士
教育人文学部	幼児教育学科	幼稚園教諭一種免許状、保育士
	児童教育学科	小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状（英語） 高等学校教諭一種免許状（英語） 特別支援学校教諭一種免許状
	心理学科	中学校教諭一種免許状（保健） 高等学校教諭一種免許状（保健） 養護教諭一種免許状
	文芸文化学科	中学校教諭一種免許状（国語） 高等学校教諭一種免許状（国語）

- 本学として、入学前及び実習前に性犯罪前科がない旨の誓約書の提出を求めます。

【参考】

制度の詳細はこちらをご覧ください。

- こども家庭庁 HP 「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

(問い合わせ先)
十文字学園女子大学
総務部総務課
048-477-0555 (代表)